

令和 7 年（措）第 2 号

排 除 措 置 命 令 書

岩手県花巻市卸町 6 6 番地

小田島商事株式会社

同代表者 代表取締役 小田島 隆

新潟市江南区曙町五丁目 1 番 3 号

株式会社アグロジャパン

同代表者 代表取締役 浅 見 毅

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙 1 中の用語のうち、別紙 2 「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙 2 「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 小田島商事株式会社（以下「小田島商事」という。）及び株式会社アグロジャパン（以下「アグロジャパン」という。）の 2 社（以下「2 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙 1 記載の動物用ワクチン（以下「特定動物用ワクチン」という。）について、2 社及び MP アグロ株式会社（以下「MP アグロ」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）が、遅くとも令和 2 年 3 月 2 7 日頃以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定動物用ワクチンについて、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、公益社団法人山形県畜産協会（以下「山形県畜産協会」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定動物用ワクチンについて、受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社のうち小田島商事は、次の(1)及び(2)の事項を行うために必要な措置を、アグロジャパンは、次の(1)の事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 特定動物用ワクチンの受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底（アグロジャパンにあっては当該行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底）
 - (2) 特定動物用ワクチンの受注に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修
- 5 2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、山形県の区域において動物用ワクチン等の卸売業を営む者である。

イ 名宛人以外のMPアグロは、北海道北広島市大曲工業団地六丁目2番地13に本店を置き、山形県の区域において動物用ワクチン等の卸売業を営む者である。

(2) 特定動物用ワクチンの発注方法等

ア 山形県畜産協会は、山形市に主たる事務所を置き、畜産の振興と畜産経営の健全な発展及び消費者への安全・安心で良質な畜産物の安定的供給に寄与することを目的とする公益社団法人であり、特定疾病損耗防止推進事業として、家畜の各種伝染性疾病の発生の予防を図るため、家畜に対する動物用ワクチンの接種を実施している。

イ 山形県畜産協会は、毎年3月に、翌年度に調達する特定動物用ワクチンについて、品目ごとの発注予定数量を示した上で、入札参加者に、品目ごとに入札価格を提示させて入札を実施し、次の(ア)ないし(ウ)の順序によって受注者を決定した上で、当該受注者との間で、翌年度の4月1日から翌年3月31日までを契約期間とする単価契約を締結し、当該受注者から調達していた。

(ア) 予定価格の制限の範囲内で最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

(イ) 3社が提示した入札価格がいずれも予定価格を上回った場合は、再入札を行い、予定価格の制限の範囲内で最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

(ウ) 再入札においても3社が提示した入札価格がいずれも予定価格を上回った場合には、再入札において最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

ウ 遅くとも令和2年3月27日以降、特定動物用ワクチンの指名競争入札には、3社のみが参加していた。

2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも令和2年3月27日頃以降、特定動物用ワクチンについて、受注価格の低落防止を図るため

(1)ア 品目ごとに受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2) 品目ごとに、毎年度、入札が実施される3月時点で山形県畜産協会との間で単

価契約を締結している者を翌年度における当該品目の受注予定者とすることを基本としつつ

ア 令和2年度及び令和3年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、特定動物用ワクチンの発注見込総額に占める3社それぞれの受注見込額の割合等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

イ 令和4年度及び令和5年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、前年度に山形県が調達した豚熱ワクチンを受注した者の当該受注に係る売上高等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

特定動物用ワクチンの全てについて、3社は、前記2により、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力し、受注予定者が受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

MPアグロが、令和5年11月1日、2社に対し、今後、前記2(1)の合意に基づく行為を行わない旨通告したことを契機として、2社は、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、特定動物用ワクチンについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定動物用ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年3月13日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

公益社団法人山形県畜産協会が指名競争入札の方法により発注する下表記載の動物用ワクチン

番号	品目
1	豚丹毒ワクチン（20ドース）
2	豚丹毒ワクチン（50ドース）
3	日本脳炎生ワクチン（10ドース）
4	日本脳炎・豚パルボウイルス感染症混合生ワクチン（10ドース）
5	牛五種混合生ワクチン（5ドース）
6	牛五種混合生ワクチン（10ドース）
7	牛五種混合不活化ワクチン（10ドース）
8	牛六種混合生・不活化ワクチン（5ドース）
9	牛六種混合生・不活化ワクチン（10ドース）
10	アカバネ病生ワクチン（5ドース）
11	アカバネ病生ワクチン（10ドース）
12	牛ヘモフィルス・ソムナス感染症不活化ワクチン（5ドース）
13	牛ヘモフィルス・ソムナス感染症不活化ワクチン（10ドース）
14	炭疽生ワクチン（50ドース）
15	牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（シード） （10ドース）
16	ボツリヌスワクチン（10ドース）

（注）番号15の牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（シード）（10ドース）は、令和5年3月に実施された入札においては発注されていない。

別紙 2

番号	用語	定義
1	動物用ワクチン	家畜の伝染性疾病の発生を予防するために家畜に接種するワクチン
2	豚熱ワクチン	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表20の項に規定する豚熱の発生を予防するために豚に接種するワクチン
3	ドース	ワクチンの1回分の接種量